

事務連絡  
平成27年3月13日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第57号)が公布され、平成27年4月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成26年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成27年4月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分185の次に次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

B002186



「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後 改正前

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

186	気管支手術用カテーテル	R002	186						
-----	-------------	------	-----	--	--	--	--	--	--

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

186	気管支手術用カテーテル								
-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--